

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者
基 準 確 認 シ ー ト
(令和3年4月改定基準)

指 定 訪 問 看 護

指 定 介 護 予 防 訪 問 看 護

事業所名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

記入者名 _____

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日



基準確認シートについて

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定訪問看護の運営基準等をもとに作成していますが、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問看護についても指定訪問看護の運営基準等に準じて（「訪問看護」を「介護予防訪問看護」に読み替えて）基準の確認を行ってください。

なお、網掛け部分については、指定介護予防訪問看護の事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。

・「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
・「施行令」	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
・「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
・「平11厚令37」	指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成11年厚生省令第37号）
・「平11老企25」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
・「平18厚労令35」	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （平成18年厚生労働省令第35号）
・「条例」	さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 （平成24年12月27日さいたま市条例第68号）
・「予防条例」	さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第69号）

電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用

に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者 基準確認シート目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	1
第3	設備に関する基準	3
第4	運営に関する基準	4
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	20
第6	変更の届出	23
第7	その他	24

項 目	確 認 事 項	根拠法令
第1 基本方針	<p>・ 指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第55条
	<p>・ 指定介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第55条
第2 人員に関する基準 1 看護師等の員数	<p>① 指定訪問看護ステーションの場合、保健師、看護師又は准看護師（看護職員）を、常勤換算方法で2.5以上置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>これは、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の実務量を考慮し、適切な員数の人員を確保してください。</p> <p>勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとします。</p> <p>ア 勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等によるサービス提供の実績がある事業所については、1人当たりの勤務時間数は、前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）としてください。</p> <p>イ サービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のため、アの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入してください。</p> <p>出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めます。</p>	<p>条例第56条第1項第1号</p> <p>予防条例第56条第1項第1号</p> <p>平11老企25第3の三の1 (1)①イ・ロ・ニ</p>
	<p>② 指定訪問看護ステーションの場合、看護職員のうち1名は常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第56条第2項</p> <p>予防条例第56条第2項</p>
	<p>③ 指定訪問看護ステーションの場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、配置しないことも可能です。</p>	<p>平11老企25第3の三の1 (1)①ハ</p>

	<p>④ 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（指定訪問看護を担当する医療機関）の場合、指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員に関する基準を満たすことをもって、指定訪問看護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。</p> <p>事業者が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定複合型サービスの人員に関する基準を満たすことをもって、指定訪問看護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>条例第56条第1項第1号</p> <p>予防条例第56条第1項第1号</p> <p>条例第56条第4項</p> <p>条例第56条第5項</p>
<p>2 指定介護予防訪問看護事業の人員基準</p>	<p>・ 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問看護事業における人員に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問看護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>予防条例第56条第3項</p>
<p>3 管理者</p>	<p>① 指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>ただし、以下の場合であって、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>イ 当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>ウ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられますが、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もあります。</p> <p>② 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例第57条第1項</p> <p>予防条例第57条第1項</p> <p>平11老企25第3の三の1 (2)①</p> <p>条例第57条第2項</p> <p>予防条例第57条第2項</p>

	<p>指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であって、保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである必要があります。</p> <p>管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとします。</p> <p>ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければなりません。</p>	<p>平11老企25 第3の三の1 (2)②</p> <p>平11老企25 第3の三の1 (2)③</p>
	<p>③ 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要があります。</p> <p>さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいです。</p>	<p>条例第57条第3項</p> <p>予防条例 第57条第3項</p> <p>平11老企25 第3の三の1 (2)④</p>
<p>第3 設備に関する基準 1 設備及び備品等</p>	<p>① 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共有することは差し支えありません。</p> <p>また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えありません。</p> <p>なお、この場合に、区分されていないとしても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものです。</p> <p>事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとします。</p> <p>必要な設備及び備品等については、特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。</p> <p>ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。</p>	<p>条例第58条第1項</p> <p>予防条例 第58条第1項</p> <p>平11老企25 第3の三の2 (1)①</p> <p>平11老企25 第3の三の2 (1)②</p> <p>平11老企25 第3の三の2 (1)③</p>
	<p>② 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第58条第2項</p> <p>予防条例 第58条第2項</p>

	<p>指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設ける必要があります。</p> <p>なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。</p> <p>設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができます。</p>	<p>平11老企25 第3の三の2 (2)①</p> <p>平11老企25 第3の三の2 (2)②</p>
2 指定介護予防訪問看護事業の設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問看護事業者における設備及び備品等の基準（上記の①及び②）を満たすことをもって、指定介護予防訪問看護事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 	<p>予防条例 第58条3項</p>
第4 運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問看護の提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。</p>	
1 提供の開始に当たっての説明及び同意	<p>① 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定訪問看護のサービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等です。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 看護師等の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制等</p> <p>② わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定訪問看護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとします。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 同意は、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p>	<p>条例第70条(第9条第1項準用)</p> <p>予防条例第66条(第46条の2第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (2)準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (2)準用)</p>
2 提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んでいませんか。 <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第70条(第10条準用)</p> <p>予防条例第66条(第</p>

	<p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。</p> <p>サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難な場合</p>	<p>46条の3 準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (3)準用)</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>・ 利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>条例第59条 予防条例第59条</p>
4 受給資格等の確認	<p>① 指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第12条第1項準用) 予防条例第66条(第46条の5第1項準用)</p>
	<p>② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第12条第2項準用) 予防条例第66条(第46条の5第2項準用)</p>
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第13条第1項準用) 予防条例第66条(第46条の6第1項準用)</p>
	<p>② 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第13条第2項準用) 予防条例第66条(第46条の6第2項準用)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>・ 指定訪問看護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第14条準用) 予防条例第66条(第46条準用)</p>

<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>① 指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第60条第1項 予防条例 第60条第1項</p>
	<p>② 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第60条第2項 予防条例 第60条第2項</p>
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>	<p>・ 利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第16条準用) 予防条例第66条(第46条の9準用) 法第41条第6項 施行規則第64条</p>
<p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>・ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第17条準用) 予防条例第66条(第46条の10準用)</p>
<p>10 居宅サービス計画等の変更の援助</p>	<p>・ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>条例第70条(第18条準用) 予防条例第66条(第46条の11準用) 平11老企25 第3の三の3(10)(第3の一の3(8)準用)</p>
<p>11 身分を証する書類の携行</p>	<p>・ 看護師等に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>当該証書等には、当該事業所の名称、当該看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。</p>	<p>条例第70条(第19条準用) 予防条例第66条(第46条の12準用) 平11老企25 第3の三の3(10)(第3の一の3(9)準用)</p>
<p>12 サービスの提供の記録</p>	<p>① 指定訪問看護を提供した際には、指定訪問看護の提供日及び内容、居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第20条第1項準用) 予防条例第66条(第46条の13第1項準用)</p>

	<p>② 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>当該指定訪問看護の提供日、提供した具体的サービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものです。</p>	<p>条例第70条(第20条第2項準用)</p> <p>予防条例第66条(第46条の13第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(10)(第3の一の3(10)準用)</p>
<p>1 3 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>法定代理受領サービスとして提供される指定訪問看護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割(法の規定により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p>	<p>条例第61条第1項</p> <p>予防条例 第61条第1項</p> <p>平11老企25 第3の三の3(2)(第3の一の3(11)①参照)</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び居宅介護サービス費用基準額と、「健康保険法」に規定する療養の給付・指定訪問看護に要する費用の額又は「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する療養の給付・指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスであるサービスに係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上のサービスの費用の額との間に不合理な差異を設けてはなりません。</p> <p>そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 利用者、指定訪問看護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 会計が指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の事業の会計と区分されていること。</p>	<p>条例第61条第2項</p> <p>予防条例 第61条第2項</p> <p>平11老企25 第3の三の3(2)(第3の一の3(11)②参照)</p>

	<p>③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p> <p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第61条第3項</p> <p>予防条例第61条第3項</p> <p>平11老企25第3の三の3(2)(第3の一の3(11)③参照)</p> <p>条例第61条第4項</p> <p>予防条例第61条第4項</p>
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第41条第8項</p>
	<p>⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>施行規則第65条</p>
1 4 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>・ 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第22条準用)</p> <p>予防条例第66条(第46条の2準用)</p>
1 5 指定訪問看護の基本取扱方針	<p>① 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第62条第1項</p>
	<p>② 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第62条第2項</p>
1 6 指定訪問看護の具体的取扱方針	<p>① 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第63条第1号</p>
	<p>② 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第63条第2号</p>

	<p>利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行ってください。</p>	<p>平11老企25 第3の三の3 (3)③</p>
	<p>③ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積んでください。</p>	<p>条例第63条第3号</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (3)④</p>
	<p>④ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第63条第4号</p>
	<p>⑤ 特殊な看護等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p>	<p>条例第63条第5号</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (3)⑤</p>
17 主治の医師との関係	<p>① 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（指示書）に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければなりません。</p> <p>なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。</p>	<p>条例第64条第1項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (4)①</p>
	<p>② 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものです。</p>	<p>条例第64条第2項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (4)②</p>
	<p>③ 主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>管理者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければなりません。</p>	<p>条例第64条第3項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (4)③</p>

	<p>電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI:Healthcare Public KeyInfrastructure）による電子署名を施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>医療機関である場合は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えありません。</p>	<p>平11老企25 第3の三の3 (4)④</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (4)⑤</p> <p>条例第64条第4項 平11老企25 第3の三の3 (4)⑥</p>
<p>1 8 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p>	<p>① 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成してください。</p> <p>訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載してください。</p>	<p>条例第65条第1項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (5)①</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (5)②</p>
	<p>② 看護師等（准看護師を除く。）は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	<p>条例第65条第2項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (5)④</p>
	<p>③ 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要があります。</p>	<p>条例第65条第3項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (5)③</p>
	<p>④ 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企25 第3の三の3 (5)⑤</p>

	<p>交付した訪問看護計画書は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>医療機関の場合は、主治医への訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第55号）に定める訪問看護計画書を参考に各事業所で定めるものを交付することで差し支えありません。</p>	平11老企25 第3の三の3 (5)⑥
	<p>⑤ 看護師等（准看護師を除く。）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載してください。</p> <p>訪問看護報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいいます。</p>	<p>条例第65条第5項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (5)⑦</p>
	<p>⑥ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付します。</p> <p>訪問看護報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書（診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。</p>	<p>平11老企25 第3の三の3 (5)⑧</p> <p>平11老企5 第3の三の3 (5)⑧</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (5)⑦</p>
	<p>⑦ 管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>管理者にあつては、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。</p>	<p>条例第65条第6項</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (5)⑨</p>
1 9 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>・ 看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第66条</p> <p>予防条例第62条</p>

<p>20 利用者に関する市町村への通知</p>	<p>① 利用者が正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第70条(第27条第1号準用)</p> <p>予防条例第66条(第47条の3第1号準用)</p>
	<p>② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第70条(第27条第2号準用)</p> <p>予防条例第66条(第47条の3第2号準用)</p>
<p>21 緊急時等の対応</p>	<p>・ 現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第67条</p> <p>予防条例第63条</p>
<p>22 管理者の責務</p>	<p>① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第70条(第51条第1項準用)</p> <p>予防条例第66条(第49条第1項準用)</p>
	<p>② 管理者は、当該事業所の従業者に指定訪問看護の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	<p>条例第70条(第51条第2項準用)</p> <p>予防条例第66条(第49条第2項準用)</p>
<p>23 運営規程</p>	<p>・ 指定訪問看護事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p> <p>運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の実業の実施地域 カ 緊急時等における対応方法 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項 <p>同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。</p> <p>エの「利用料」には、法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る利用料(1割負担)及び法定代理受領サービスでない指定訪問看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>オの「通常の実業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、「通常の実業の実施地域」を越えて指定訪問介護を行うこともできます。</p>	<p>条例第68条</p> <p>予防条例第64条</p> <p>平11老企25第3の三の3(10)(第3の一の3(19)準用)</p> <p>平11老企25第3の三の3(10)(第3の一の3(19)②準用)</p> <p>平11老企25第3の三の3(10)(第3の一の3(19)③準用)</p>

<p>2 4 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>医療機関においては、事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしてください。</p> <p>なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはなりません。</p>	<p>条例第70条(第32条第1項準用)</p> <p>予防条例第64条の2第1項</p> <p>平11老企25 第3の二の3(6)①②</p>
	<p>② 当該事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>当該事業所の看護師等とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指すものです。</p>	<p>条例第70条(第32条第2項準用)</p> <p>予防条例第64条の2第2項</p> <p>平11老企25 第3の三の3(10)(第3の一の3(2)②準用)</p>
	<p>③ 看護師等の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第32条第3項準用)</p> <p>予防条例第64条の2第3項</p>
	<p>④ 適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第32条第4項準用)</p> <p>予防条例第64条の2第4項</p>
<p>2 5 業務継続計画の策定等</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者がサービスを利用する上で、指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者</p>	<p>条例第70条(第32条の2第1項準用)</p> <p>予防条例66条(第50条の2の2第1項準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(6)(第3の二の3(7)①準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(6)(第3の二の3(7)①準用)</p>

	<p>への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対応、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	
	<p>②事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例第70条(第32条の2第2項準用) 予防条例66条(第50条の2の2第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(6)(第3の二の3(7)③準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(6)(第3の二の3(7)④準用)</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第70条(第32条の2第3項準用) 予防条例66条(第50条の2の2第3項準用)</p>
<p>26 衛生管理等</p>	<p>① 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第70条(第33条第1項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の3第1項準用)</p>
	<p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>看護師等が感染源となることを予防し、看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備える等、対策を講じてください。</p>	<p>条例第70条(第33条第2項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の3第2項準用) 平11老企25 第3の三の3(8)(第3の二の3(8)①(第3の一の3(2)①準用)</p>
	<p>③ 指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問看護師等に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p>	<p>条例第70条(第33条第3項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の3第3項準用)</p>

※ 令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。

※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。

- ① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。
- ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。
- ③ 概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。
- ④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
- ⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。

- ・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。
 平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
 発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練については次のとおりです。

- ① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。
- ② 研修の内容については記録してください。
- ③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。
- ④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。
- ⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

平11老企25
第3の三の3 (7)(第3の二の3(8)②イ 準用)

平11老企25
第3の三の3 (7)(第3の二の3(8)②ロ 準用)

平11老企25
第3の三の3 (7)(第3の二の3(8)②ハ 準用)

27 掲示

- ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。

条例第70条(第34条 準用)

予防条例第66条(第50条の4 準用)

	<p>※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことを指します。</p> <p>※ 看護職職員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護職員等の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問看護事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3(24)①準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3(24)②準用)</p>
28 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第35条第1項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の5第1項準用)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例第70条(第35条第2項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の5第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (25)②準用)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものです。</p>	<p>条例第70条(第35条第3項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の5第3項)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (25)③準用)</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス</p>
29 広告	<p>・ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第70条(第36条準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の6準用)</p>
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>・ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対する特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第70条(第37条準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の7準用)</p>
31 苦情処理	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第38条第1項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の8第1項準用)</p>

	<p>「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p>	<p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (28)①準用)</p>
	<p>② 利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。</p> <p>また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	<p>条例第70条(第38条第2項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の8第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (28)②準用)</p>
	<p>③ 提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第38条第3項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の8第3項準用)</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第38条第4項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の8第4項準用)</p>
	<p>⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第38条第5項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の8第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第38条第6項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の8第6項準用)</p>
3 2 地域との連携	<p>・ 事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p>	<p>条例第70条(第39条準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の9準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10)(第3の一の3 (26)準用)</p>
3 3 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第70条(第40条第1項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の10第1項準用)</p>

	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、条例第70条で準用する第42条第2項の規定に基づき、その完結の日から5年間保存してください。</p>	<p>条例第70条(第40条第2項準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の10第2項準用)</p>
	<p>③ 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>①～③のほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>イ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>条例第70条(第40条第3項準用)</p> <p>予防条例第70条(第50条の10第3項準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(10)(第3の一の3(3))①～③準用)</p>
<p>3 4 虐待の防止</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 訪問看護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p> <p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果(事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等)は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得ら</p>	<p>条例第70条(第40条の2準用)</p> <p>予防条例66条(第60条の10の2準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(10)(第3の一の3(3))準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3(10)(第3の一の3(3))①準用)</p>

	<p>れる再発の確実な防止策に関すること キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。</p> <p>③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11老企25 第3の三の3 (10(第3の一の3⁽³¹⁾②準用))</p>
<p>3 5 会計の区分</p>	<p>① 指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>② 会計処理は、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）」及び「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振第18号）」を参考として適切に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第70条(第41条準用)</p> <p>予防条例第66条(第50条の11準用)</p> <p>平11老企25 第3の三の3 (10(第3の一の3⁽³²⁾準用))</p>
<p>3 6 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第69条第1項</p> <p>予防条例第65条第1項</p>

	<p>② 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管してください。</p> <p>ア 主治の医師による指示の文書 イ 訪問看護計画書 ウ 訪問看護報告書 エ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 オ 市町村への通知に係る記録 カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。</p>	<p>条例第69条第2項</p> <p>予防条例 第65条第2項</p> <p>平11老企25 第3の三の3(9)</p>
<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1 指定介護予防訪問看護の基本取扱方針</p>	<p>① 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第67条第1項</p>
	<p>② 自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第67条第2項</p>
	<p>③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第67条第3項</p>
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第67条第4項</p>
	<p>⑤ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企25 第4の三の2 (1)④</p>
	<p>⑥ 指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第67条第5項</p>

2 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針	① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 い る ・ い ない	予防条例 第68条第1号
	② 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治医に提出していますか。 い る ・ い ない	予防条例 第68条第2号
	介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、介護予防訪問看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、期間等を明らかにしてください。 医療機関の場合、主治医への介護予防訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができ、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第55号）に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	平11老企25 第4の三の2 (2)① 平11老企25 第4の三の2 (2)⑤
	③ 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。 い る ・ い ない	条例第68条第3号
	④ 看護師等（准看護師を除く。）は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 い る ・ い ない 介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を設けてください。 看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又は家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。	条例第68条第4号 平11老企25 第4の三の2 (2)②
	⑤ 看護師等（准看護師を除く。）は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、介護予防訪問看護計画書を利用者に交付していますか。 い る ・ い ない	条例第68条第5号
	⑥ 主治医との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切にサービスを提供していますか。 い る ・ い ない	条例第68条第6号

<p>⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第68条第7号</p>
<p>⑧ 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>サービスの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい看護技術の習得等、研鑽を積んでください。</p>	<p>条例第68条第8号</p> <p>平11老企25 第4の三の2 (2)③</p>
<p>⑨ 特殊な看護等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。</p>	<p>条例第68条第9号</p> <p>平11老企25 第4の三の2 (2)③</p>
<p>⑩ 看護師等（准看護師を除く。）は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第68条第10号</p>
<p>⑪ 看護師等（准看護師を除く。）は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、その内容について、指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載してください。</p> <p>介護予防訪問看護報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいいます。</p> <p>医療機関の場合、介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療記録への記載をもって代えることができます。</p>	<p>条例第68条第11号</p> <p>平11老企25 第4のvの2 (2)④</p> <p>平11老企25 第4の三の2 (2)⑤</p>
<p>⑫ 管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければなりません。</p>	<p>条例第68条第12号</p> <p>平11老企25 第4の三の2 (2)④</p>

	<p>⑬ 看護師等（准看護師を除く。）は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の計画を主治の医師に提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第68条第13号
	<p>⑭ 介護予防訪問看護計画書の変更を行う場合も、①～⑫に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第68条第14号
3 主治の医師との関係	<p>① 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第69条第1項
	<p>管理者は、指示書に基づき指定介護予防訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定介護予防訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければなりません。</p> <p>主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。</p>	平11老企25 第4の三の2 (3)①
	<p>② 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>指定介護予防訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定介護予防訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する介護予防訪問看護指示の文書（指示書）の交付を受けなければなりません。</p> <p>医療機関の場合、主治医の文書による指示は、診療記録への記載をもって代えることができます</p>	<p>条例第69条第2項</p> <p>平11老企25 第4の三の2 (3)②</p> <p>条例第69条第4項 (第68条第15号準用)</p>
	<p>③ 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、主治の医師との密接な連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>介護予防訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ってください。</p>	<p>条例第69条第3項</p> <p>平11老企25 第4の三の2 (3)④</p>
第6 変更の届出等	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則第131条第1項第3号</p>

	<p>係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名)</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）</p> <p>エ 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別</p> <p>オ 事業所の平面図</p> <p>カ 利用者の推定数</p> <p>キ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し</p> <p>ク 運営規程</p> <p>ケ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>コ 役員の氏名、生年月日及び住所</p>	
	<p>② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>次に掲げる事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止し、又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>法第75条第2項</p> <p>施行規則第131条第4項</p>
<p>第7 その他</p> <p>1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の選任をすること。 ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32第1項</p> <p>施行規則第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 さいたま市長</p> <p>(イ) 埼玉県内にすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 埼玉県知事</p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p>	<p>法第115条の32第2項</p> <p>施行規則第140条の40第1項</p>

	<p>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第3項 施行規則第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の32第4項 施行規則第140条の40第3項</p>
<p>2 介護サービス情報の報告及び公表</p>	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第115条の35第1項 施行令第37条の2 施行規則第140条の44～46 法第115条の35第2項 施行規則第140条の46</p>